

厚生常任委員会

平成21年6月11日午前9時から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○辻 善次	小林 誠
吉野 俊明	西谷 剛周	飯高 昭二
中西 議長		

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	総務部長	池田 善紀
住民生活部長	西本 喜一	福祉課長	佐藤 滋生
福祉課参事	清水 修一	同課長補佐	中原 潤
国保医療課長	植村 俊彦	国保医療課参事	寺田 良信
同課長補佐	吉村 俊弘	環境対策課長	栗本 公生
同課長補佐	峯川 敏明	住民課長	清水 昭雄
健康対策課長	西梶 浩司	同課長補佐	増井つゆ子

3. 会議の書記

議会事務局長	藤原 伸宏	同 係 長	安藤 容子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前9時00分）

署名委員 西谷委員、飯高委員

委員長 皆さんおはようございます。全委員出席されておりますのでただいまより、厚生常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の会議を開きます。
初めに町長のご挨拶をお受けいたします。小城町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。
署名委員に、西谷委員、飯高委員のお二人を指名ので、両委員にはよろしく願いいたします。
本日の審査案件は、お手元に配布しておりますとおりでございます。
初めに、1. 6月議会付託議案につきまして、（1）議案第21号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。
植村国保医療課長。

国保医療 課長 それでは、議案第21号斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明させていただきます。
まず議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

国保医療 課長 本議案につきましては、末尾の要旨をもって説明に替えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

（ 要旨朗読 ）

国保医療課長 以上で斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。
委員皆さんの方で何か質疑ございますでしょうか。 飯高委員。

飯高委員 今の要旨の中の文言の中に、上場株式会社等の配当等ということで記載されているんですが、これの配当所得に対しての課税ですね、その源泉徴収と申告の内容があると思うんですけども、ちょっとその内容についてお聞きしたいと思います。

総務部長 税務課に関することですので、私の方から答弁をさせていただきます。今、配当所得等に関する申告の内容でございますけれども、一般的には配当所得というのは分離課税で、各会社の方で、証券会社の方で特別徴収されております。ただ、一般に配当で申告されますのは、配当を申告して得になる場合があるんです。配当の場合があるんです。そういう場合に申告されますので、たいがいこちらでされる場合については、損をした場合という用語がありますが、そういう場合に多く申告されるということでご理解はいただきたいと思います。ただ、会社の申告が、会社経営について20%分離されているという場合にも住民税も引かれておりますので、そういうときにも申告したら得になってくる場合があるんです。そういう場合にも申告されるということでご理解願いたいと思います。ちょっとややこしいですけども。

委員長 他に委員の方で何かございますでしょうか。 辻委員。

辻委員 この条例と直接関係ない、以前から、5月の臨時議会でもあったように、地方税法の改正がかなり遅いので、いろいろ要望も出ていますけれども、国民健康保険税がええのか、保険料がええのか、そのへんも

いっぺん運営委員会の方で、メリット、デメリットあると思いますねんけれども。市はたいがい保険料ですけれども、そのへん審議されるなかで、以前からも国民健康保険税できてますけれども。そのへんちょっと、税と料のメリット、デメリット。なんで市、大きい団体では料になってますけれども。そのへんのことも十分、運営委員会の方でいっぺんまた協議をしていただいて、そのへんの中でまた結果等を報告してもらったら結構ですけれども、そのへんも含めて国保の改正するときに、そういうことも検討してほしいということで、要望だけさせていただきます。

委員長 要望でよろしいですか。という要望でございますので、また今後、保険税の改正なども含めまして、そういう改正をされる場合には料ではどうなのか、税だとどうなのかということも、基本的なことも含めてまたご検討いただきたいということです。

他に、委員さんの方でございませんか。

(な し)

委員長 一点、私、確認させていただきたいんですが、こういうふうに出してきていただいているのを見させていただく中で、所得割額の判定、判定という言葉が出てきているんですが、判定する際ですね、でも基本的には住民税の方で一定そういうこれらのことが処理されて、所得額というのが出てきている。ですから判定する段階においては、税務課の方で、もうすでにきちっとご本人の所得がこの内容を加えてきちっと税額が出てて、担当とされては、その税額に対してこれまでどおりの所得割額を算定していくという事務の流れから言うたら、そういうことになるのかなと思うんですけど、そういう理解をしておいてよろしいでしょうか。

植村国保医療課長。

国保医療 委員長のおっしゃるとおりでございます。

課長

委員長 他に委員さんの方では何かございませんか。

(な し)

委員長 よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。
それでは、(1) 議案第21号、斑鳩町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例について、お諮りいたします。本案につきましては、当委
員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって議案第21号につきましては、当委員会
として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、2. 継続審査について、(1) 総合保健福祉会館の運営に関す
ることについてを議題といたします。 理事者の報告を求めます。

西梶健康対策課長。

健康対策 それでは、総合保健福祉会館の運営に関することにつきましてご説明
課長 させていただきます。資料1をご覧ください。前回の委員会でご指摘
いただきました「生き生きプラザ斑鳩の利用状況」を表にまとめたもの
でございます。平成20年度の9月から3月までと、平成21年度の4
月と5月の利用状況でございます。平成20年度は9月から3月までの
累計は、会議室は3,251人、大会議室は2,245人、視聴覚室は2
78人、子育てルーム5,473人、足湯8,317人、歩行浴室461
人、介助浴室11人、保健センター10,647人で合計30,683人
となっております。4月の利用状況は、前回の委員会で説明をさせてい
ただいておりますので、前回の委員会後の5月の利用状況についてご説
明させていただきます。5月の会議室1から4の利用は530人、大会
議室は387人、視聴覚室は115人、子育てルームは464人、足湯
は671人、歩行浴室は171人、介助浴室は2人、保健センターは1、

414人で合計3,754人の来館者がありました。子育てルームと足湯の利用者が4月に比べ少なかったのは、5月に祝日が4日間あったことが要因となっております。また、保健センターで来館者が多いのは子どもの健診と成人のがん検診等の保健事業を実施したことによるものであります。4月と5月の累計は、会議室1から4は1,182人、大会議室は648人、視聴覚室は205人、子育てルームは1,093人、足湯は1,676人、歩行浴室357人、介助浴室3人、保健センター1,414人で、合計7,266人となっております。

また、5月23日の第4土曜日の催しにつきましては、社会福祉協議会の企画で、展示コーナーのオープンスペースで虹の家やあゆみの家等の音楽発表会を、保健センターでは、はつらつ運動教室とパパ・ママスクールを実施し、足湯やつどいの広場に来られた方を含め来館者は309人でありました。

生き生きプラザ斑鳩は昨年9月にオープンし、今年の9月で1周年を迎えることとなります。そこで9月5日土曜日に1周年記念事業を予定しており、その内容につきまして福祉課・健康対策課・社会福祉協議会におきまして検討しているところでございます。オープン記念行事につきましては、内容が決まりましたら8月号広報で住民の皆様方に周知を図りたいと考えております。また、斑鳩町総合保健福祉会館の運営会議につきましては、この6月末開催予定をしております。

簡単ではございますが、総合保健福祉会館の運営に関することにつきまして説明を終わらせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑や意見があればお受けいたします。
西谷委員。

西谷委員 2点お尋ねします。まず福祉センターの今、利用人数でおっしゃったんですが、やはり人数だけでは実態がつかめませんので、稼働率をお示していただきたいのと、足湯があるんですが、実際利用者のカウントというのは具体的にどのような形でカウントしているのか、この2点をお

尋ねしておきます。

健康対策
課長　　まず1点目の稼働率でございますが、5月の利用率でございますが、大会議室は39.1%、視聴覚室は65.2%、会議室1から4は53%となっております。それと足湯のカウントですけれども、総合受付から足湯が見えますので、来られた方をカウントをしていただいている、そういう形で確認をさせていただいているところです。

西谷委員　よくわかりません。総合受付から足湯してはる人数を数えているっていうのはわかんねんけど、ずっと見てるわけやないでしょ。たとえば利用しはる人が、別に僕は足湯の利用をおかしいと言っているわけではないですよ。それぐらい、例えば利用しはる人が町でも利用するって書いてあるねけれど、こっちから見てて何人いてはると、次1時間半後にいかはって、それが同じ人なんか、違う人なんかっていうのは。そんなん計算する方が難しいちがうかと素朴に思うんですけれども。物理的に無理でしょ。

住民生活
部長　　足湯のカウントの方法につきましては、委員もおっしゃるように目視でカウントしている状況でございますが、それも課長が申しましたように総合受付の方に窓越しに見ていただいているということで。ただ、この数字が必ずしも正確な数字ということとは言えないわけでございますけれども、概ねこれぐらいの方が利用していただいているということでご理解をいただきたいと思います。確かに同じ方が2回、3回入られて、ダブルカウントしている場合もあると思いますけれども、それにつきましては服装等でわかりますので、できるかぎりダブルカウントしていないと思うんですけれども。概ねの数字ということでご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。

西谷委員　あのね、言うてるのは、要は例えばカウントするときにはですよ、例えば1時間ごとにカウントして、概ねそれぐらいで替わらはるやろうなど

いう部分でカウントしているのか、そのへんの具体的にカウントするならカウントするなりの基本的な基準みたいなのが多分なかったらあかんと思うのですね、そうでしょ。始まって、例えば9時に入りました、次に11時に来たら、おそらく別に2時間も入ってはらへんやろうみたいな、なんかそういう基本的な線があって、それをもとに町は何人でした、そのへんのところは確立されたんですか。

健康対策課長 だいたい足湯を利用される方は、20分から30分ほど入っておられる方が多いので、だいたい1時間おきを目安として、どれぐらい来られているかということで、目視で出させていただいております。

西谷委員 わかりました。

委員長 他にいかがですか。 飯高委員。

飯高委員 この資料の推移を見ますと、保健センターですね、4月から5月にかけて、4月は688人、5月は1,414人ということで、倍以上の人数が来られているということで、相談等の内容で多くなったかなと思ってはるんですけども、その内容についてお聞きしたいんですけども。

健康対策課長 4月にはまだ成人のがん検診を実施しておりませんでした、それを実施したことでだいたい600人ぐらいは多くなっております。あと、子どもの健診等、ちびっ子サークル等各種講座も実施しておりますので、そういったことで、5月に保健センターへ来館された方が多くなっております。そして、大腸がん検診につきましても検体を持っ来ていただく方が多かったということも一因でございます。

委員長 他、ございませんでしょうか。ちょっと確認させていただきたいんです。歩行浴室の件なんですけれども、私も利用を多くしていただいていることを喜んでるところなんですけど、4月、5月の数字を見ましたらね、

上の9月から3月の累計の数字が若干少ない、というのは当委員会でも要綱を早くつくって、早く利用できるようにしてくださいと言ったことがあると思うんです。歩行浴室のスタートは遅かったと思うんですね。正確にこの461というのは20年度ではいつからの分かを確認しておきたいと思うんですが。 西梶健康対策課長。

健康対策
課長 今ご指摘いただいたように、この会館自身のオープンは9月でございましたが、この歩行浴室の使用についてはどのように使用していただいたらいいかということもあったことから、10月と11月に講師の先生をよんでその利用について利用者を募集して行いました。それで実際、一般の方の募集を行って、入っていただいたのは12月からでございます。12月は81人の方がご利用いただいています。1月は97名、2月が120名、3月が163名の方、合計461名の方に利用をいただいたということでございます。

委員長 わかりました。他に、委員の皆さんの方で何かございませんか。

(な し)

委員長 よろしいでしょうか。

ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。

次に、3. 各課報告事項についてを議題といたします。

初めに、(1) 後期高齢者医療制度の保険料について、理事者の報告を求めます。

植村国保医療課長。

国保医療
課長 私の方からは、後期高齢者医療制度の保険料につきまして、平成21年度に新たに軽減策が講じられることとなりましたので、このことについてご報告申し上げます。もともと低所得の世帯につきましては、保険料の均等割額には2割軽減、5割軽減、7割軽減というものがございま

した。昨年の軽減策において、被保険者及び世帯主の合計所得が33万円以下の場合、保険料の均等割額については本来7割軽減となるところ、平成20年度においては一律8.5割軽減とし、平成21年度以降についてはその部分についてさらに2つの段階に区分しまして、年金収入80万円以下であれば9割軽減、それ以外は7割軽減とするということに改められていたところでございます。このたび、さらなる軽減策が講じられることとなりまして、平成21年度限りではありますが、年金収入80万円を超える場合の7割軽減について、8.5割軽減とするということになりました。したがって、世帯の合計所得が33万円以下の場合の保険料均等割額は、9割軽減と7割軽減の2段階であったものを変更して、9割軽減と8.5割軽減の2段階になるということに改められるものでございます。

なお、この軽減策につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合の条例を改正する必要がございます。もともとこの方針は平成21年度補正予算に盛り込まれているものでありますことから、先般の補正予算成立を受けまして、広域連合において条例改正の準備に取りかかっていると聞いていますところでございます。本町においても、7月に当初賦課を行いますので、それに間に合うよう準備をすすめているところでございます。

以上簡単ではございますけれども、後期高齢者医療制度の保険料に係る新しい軽減策の報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

あの1点だけちょっとお聞きしたいんですけれども。後期高齢者医療制度では資格証の発行を当初から打ち出されたということで、我々、もともと国保のときから高齢者に資格証を発行すべきでない、というような、国保運営のなかでそうになっていたのにね、後期高齢になったら発行すんねんと。これ新しい制度で理不尽やんかという話もしてました。そんな中で、1年間の滞納みでの資格証の発行ということもあって、20年度ではその点についてはまだ実際に資格証の発行は行われること

はなかったんですが。21年度に入ってきましたらね、それが実際に行われるようになっていくわけなんです。制度の中で言えば。私たちはそれはやったらあかんで言っているんですけど、でも法律から言ったら、それを行うようになるわけなんで、私はちょっと心配しているんです。2年目に入りましたんでね。この資格証の論議がどうなってんのか、広域連合のことなんでよくわからないんですが。このへんの発行する方針とか、実際、7月賦課までに今どんなふうになってきているのかというのを、ちょっと報告をお聞きしときたいなと思うんですが。

植村国保医療課長。

国保医療
課長

国民健康保険の場合もそうなんですが、資格証を取り巻く環境といいますが、そういうなんが変わりつつありまして、中学生の場合には資格証を発行しないというように国で決められたりとか、いうことがございます。そういうことで厚生労働省の方でも、後期高齢者医療の場合には1年間の滞納があるというだけで機械的に、一律的に資格証を発行することがないように、ということ厚生労働省は言っております。そんな中で、広域連合の方針なんです。まず被保険者証につきましては、現在持っておられる被保険者証が7月末が期限になっておりまして、8月に新たに保険証を切替えるということになっておりますが、その際におきまして滞納のある世帯につきましては、短期被保険者証でやっていくということで、この段階での資格証の発行というのは考えておられないということ聞いております。その後、厚生労働省の方からですね、低所得者世帯については特別な理由がある場合については資格証の発行を見合わせるようにというのも出ておりまして、その基準というのも広域連合に示されつつあると聞いております。そういうふうな内容を踏まえながら、広域連合の方で更に今後検討されるということでございます。とりあえずは、今の被保険者証の更新時点での資格証の発行はないというふうに聞いております。

委員長

厚労省の方もこうやって順次いろいろ決定をして下ろしているようで

すが、当町における後期高齢者医療制度の被保険者となられた方々の状況については、やっぱり担当とされては、決定は広域連合であっても、一定、料金徴収にかかわる部分では町が行うこともあり、そのへんの事情なんかの聞き取りなんかも丁寧にやりながら、まさにお年寄りで不安をもっておられる方々の保険証を取り上げてしまうような形にならない方向でご努力をいただきたいなというふうに思います。

他に何かございますでしょうか。

(な し)

委員長

よろしいですか。それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(2) 衛生処理場の修理工事について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長

衛生処理場の焼却施設修理工事につきましては、当初、6月末の入札により、7月から9月にかけて工事を実施する予定にしておりましたが、今回、緊急に修理しなければならない事態が発生したため、通常の入札日を前倒しし、本日、入札を実施しております。その修理工事の概要につきまして、当委員会にご報告させていただきます。

今回、修理をさせていただく場所は、2号炉内の耐火物の補修、同じく2号炉ガス冷却室耐火物の補修、2号炉ろ過式集塵機の補修でございます。今回、修理する箇所は、すべて本年度に補修行う予定で準備を進めておりましたが、特に焼却炉内の耐火レンガにつきまして劣化の進行が予想より早く進みまして、5月19日には、耐火レンガの一部の落下が確認できまして、その周辺の耐火レンガも焼却により膨張、伸縮の繰り返しにより劣化が進み、落下の危険性が非常に高くなってまいりました。

また、耐火レンガがはがれた状態のまま焼却を続けることで、焼却熱によりまして炉体に変形し、焼却炉外にも影響を与える可能性がございますので、2号炉内の耐火物補修を緊急修理として先行して行うことを検討いたしました。

しかし、2号炉は、先ほど申しましたように、焼却炉内のほかにガス冷却室や集塵機の補修を予定しており、焼却炉内の補修を緊急修理で行い、続いてガス冷却室や集塵機の補修を6月末の入札で実施することによりまして、材料発注や養生などで工期が最大1ヶ月半程度は延びることになります。当然、その間は、1号炉のみでの運転となりますので、到底、通常の焼却時間だけでは対応できず、周辺自治会に協力をお願いし、延長焼却、あるいは休日焼却を実施していく必要がございます。このことから、今回、工期の短縮と周辺自治会の方に協力を求めるのを最小限にとどめるため、緊急性のある2号炉内の補修を含めて緊急で入札を実施し、修理工事を実施するものでございます。

その間、できるだけ2号炉に負荷を掛けないよう、1号炉を中心に焼却処理を行い、幸いにいたしまして、本日まで、その後の耐火レンガの落下はございませんが、炉内の損傷を食い止めるため、6月10日より2号炉での焼却を完全に停止し、現在、1号炉のみでの通常運転を実施しているところでございます。

なお、工期につきましては、明日6月12日から8月3日までを予定しておりまして、その間、通常時間の焼却に加え、夜間も午後10時まで延長焼却させていただくとともに、土曜日、祝日も焼却をさせていただき予定でございまして、周辺自治会には、6月2日に事前に書面で協力をお願いをしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、衛生処理場修理工事の報告とさせていただきます。

委員長 ただいま報告のありましたことにつきまして、質疑、ご意見などがあればお受けいたします。いかがでしょうか。

西谷委員。

西谷委員 今回の説明なんですが、衛生処理場の修理について、他の市町村でいろいろと談合とかされておるんですが、実際斑鳩町でこうする場合には、入札する場合の設計金額とかそういうのはどこで算出されるのかという

のと、緊急の場合入札されるということになったら、何社が入札して、落札率はどの程度なのかということをもまず1点お尋ねしたいのと、今現在1号炉のみで運転ということなんですが、延長の焼却とか休日焼却とか言われているんですが、物理的にみたら午後10時まで燃やされると、例えばもう24時間やってする方が、環境の面からみたらそっちの方が、ダイオキシンなんかは温度の低い間に出てくるという発想からしたら、そのまま24時間した方が効率的で、逆に言うたら、耐火レンガとかそういうものも一旦熱くなって、また冷えて、また熱くなってということをお考えたら、これは素人考えなんですが、その方がええような感じがするんですが、そのへんどうなんですか。

町長 前のやつは担当から回答させますが、この焼却の関係等については夕方4時までという地元との覚書がございます。西谷委員がおっしゃるように24時間稼動すればいいわけですが、今やかましく言われていますように厚生労働省は結局地域を統括してですね、100t炉にせえという話しですけど、それは全く進まない現状でございますので、西谷委員もおっしゃるように24時間稼動すればダイオキシンも火立ち上げる時と止める時と、ダイオキシンが発生しますので、そういうことであって。前段については栗本課長から。

環境対策課長 まず1番目の設計金額の算出についてでありますけれども、今回の工事の積算につきましては、県単価、あるいは建設物価等によりまして材料費、労務費等を確認のうえ積算を行いまして、その積算をもとに設計会社に業務委託をいたしまして、積算内容及び金額等の確認、設計書の作製を行っております。また落札率につきましては、昨年データでございますけれども、昨年2回入札を実施しております。1回目が82.5%、2回目が82.4%の落札率であります。以上です。

西谷委員 今、町長答弁ありましたけれども、私も地元との中で4時ということはお知っているんですが、時間延長もせなあかんし、休日もせんなんねや

ったら、どっちなひとつにしぼったらええんかなという素朴な考え方で。そりゃ4時の部分について10時まではいけるけど、24時間というのはなかなか地元で了解が得にくいということですか。

町長 地元を得にくいというよりも、結局、私の方のお願いで10時やったら地元、だいたい、緊急を要するものですから、そりゃずっと続くのではないですから、その間だけです。そういう点で地元のご了解を得やすいということでやっています。そりゃもう当然、10年ひとくぎりでも再交渉ということですから、地元を刺激するということはなかなかできにくい。そういうことを踏まえたなら、確かに24時間やったらいいということになるわけですが、夜中に煙が出ていたらそんなにかおかしやないかということになろうと、そういう中で10時までということで、これは最大の地元の了解だと思っております。

西谷委員 結構です。

委員長 他に何かお聞きになりたいことがございましたらお受けいたしますが。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、(3) 生ごみ堆肥化モデル事業について、理事者の報告を求めます。 栗本環境対策課長。

環境対策課長。 それでは本年度から実施を予定しております生ごみ堆肥化モデル事業の概要がまとまりましたので、当委員会にご報告申し上げます。

まず、生ごみ堆肥化モデル事業を実施する目的でございます。

廃棄物の最終処分場の残余容量が全国平均であと15年といわれているなか、当町におきましては、その他プラスチック類のリサイクル処理

をはじめ、資源物集団回収奨励事業の充実や資源物集団回収では取扱いがまちまちな紙製容器包装類のモニター回収、また昨年度からは剪定枝葉・刈草につきましても堆肥化処理に移行するなど、埋立てや焼却する量の減少に努めているところでございますが、今後、抜本的な焼却量の減少を図るためには、可燃ごみの約3割を占めるといわれております生ごみの処理方法を改める必要が不可欠であり、これまで町におきましても調査研究を進めてきたところでございます。

これまで、生ごみのリサイクルにつきましても、家畜の肥料にするほか、堆肥化といった方法も以前からございましたが、近隣府県にそういった処理業者がなかった。あるいは堆肥化するには、金属類などの異物混入が絶対に不可といったように分別が厳しく、なかなか実現にこぎつけることはできなかったわけでありましたが、昨年度より剪定枝葉・刈草の堆肥化を委託しております大栄工業の剪定枝葉・刈草の堆肥化の方法が生ごみと攪拌させ、発酵させるといった方法であること。また、異物混入はない方がいいわけでありましてけれども、これまでのように、絶対に不可といったことはなく、堆肥の最終工程でのふるいにかける際、異物が取り除けるなど、比較的分別に取り組みやすくなったことから、今年度より生ごみの堆肥化に取り組むこととし、町全域での生ごみの分別収集実施に向けて、住民の方々が分別あるいは排出される際、あるいは町が収集する際の問題点や課題を掘りおこすため、まずはモデル事業として実施するものでございます。

次に、モデル事業の概要でございまして、今年度におきましては、自治会単位のモデル地区と個人単位のモデル世帯の2つの方法でモデル事業を実施いたします。まず、自治会につきましては、全体で100世帯程度と考えておきまして、去る5月28日付で各自治会長様にモデル地区へのご協力をお願いをさせていただいているところでございます。なお、多数の自治会からモデル地区への承諾をいただけた場合につきましては、地域性や自治会世帯数などを勘案させていただき、町の方から指定をさせていただくこととしております。また、当町には、個人的にごみ問題や環境問題に興味をお持ちの方も多くおられますことから、個人として生

ごみの分別収集に協力いただけるモデル世帯を公募することとしております。こちらのモデル世帯も約100世帯を予定しており、今年度におきましては、計200世帯の方にモニター世帯として生ごみの分別収集にご協力をいただく予定にしております。

次に、生ごみの搬出・収集方法でございますが、今回は、カート収集を考えているところでございます。カートとは、台車のついた箱とお考えいただければ、ある程度想像していただけないかと思っております。最終的な設置箇所数は、指定させていただいた自治会と協議のうえということになるかと思っておりますが、約30世帯に1ヶ所程度、生ごみ専用のステーションを設けまして、収集日の前日にカートを設置。住民の方は各自バケツや袋等にあらかじめ生ごみを分別いただき、収集日にそのカートに生ごみのみを入れ、町はそのカートごとを収集するといった方法を考えているところでございます。

また個人のモデル世帯につきましては、公共施設にカートを設置し、そちらに排出していただく方法を考えているところでございますが、設置する公共施設につきましては、お申しいただいた状況を確認しながら決めていきたいと考えているところでございます。

また、モデル地区、モデル世帯ともに募集の期間は7月末とし、その後排出説明会を開催したうえで10月より分別収集を予定しているところでございます。

なお、学校給食の食品残渣につきましては、これまで各小・中学校に設置しておりました生ごみ処理機で処理し、堆肥を学校菜園等に活用しておりましたが、機械の老朽化が進んできたため、当モデル事業の実施に先立ちまして、本年4月より町立小・中学校の給食残渣について業者委託により堆肥化処理に移行しております。方法につきましてはモデル事業と同じで、カートに調理残渣、残飯等を入れていただき、週1回衛生処理場職員によりまして収集し、委託先の大栄工業が衛生処理場までそのカートを回収に来るといった方法で実施をしているところでございます。

以上、簡単ではございますが、今年度から実施いたします生ごみ堆肥化

事業の概要のご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、意見などがありましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。 西谷委員。

西谷委員 生ごみの収集の部分については、私も生ごみは生ごみで収集するという形でできればいいと思うんですが。相対的に、趣旨としてはそういう形で良いと思んですが。その生ごみをわざわざトラックで伊賀上野まで運ばんなあかんという部分がどうも私には納得というか、CO2削減とかいう形のなかでやったら、それだけの生ごみを徹底してリサイクルやって堆肥にするというんやったら、町内でそういうことができへんのかという、そのへんの検討はされないというか、今たまたまやっているところで、あるからということではされるんですが。私は本来、町内でそういう施設というか、できればもう少し町内で出たごみを町内で堆肥にして、また農家に返すみたいな、地域でそういうサイクルができるのが一番理想的やないのかなと思うんですけれども、そのへんはどうでしょうか。

環境対策課長 西谷委員もご承知のことと思いますけれども、平成12年度に当町は一度、剪定枝葉のチップ化事業を計画をいたしまして、町内で出た、刈ってきた剪定枝葉、枯草をチップにしようということで計画をしておりましたが、場所的にチップにする際の破碎等の音であるとか埃の問題から、最終処分場がその場所としてもっとも適当であろうということで、白石畑自治会の方にそういう事業をしたいというお願いに行っていました。そのときにも、そういう余計な事はしないでくれということで断られた経緯もございます。また、西谷委員も堆肥化の現場に行かれたと思いますけれども、やはりにおいと破碎する時の音が気になったと思います。そういったことから、町内でそういった適当な設置する場所がないということで、当町の場合は、業者に処理を委託ということで進めております。

西谷委員

例えばですね、私、個人的に実験で、ミミズで生ごみ処理をやっているんですが、これをまたインターネットで買って、10万匹を12万円出して買ったんですが。実際におもしろいなと思ったのは、ミミズやったらなんぼやっても嵩がふえないんですね、当たり前の話なんですけど。ミミズが食べて。中見てたらナメクジもいてるわ、蟻もいたりして、自然が分解する、生ごみを分解する、それと1m四方ぐらいの箱の中でやるんですが。実際それ買ってきたミミズの養殖業者は、要は生ごみの産廃をミミズで処理して、見てたら、行って驚いたんですけど、ほとんど臭いがしない。なんで臭いせえへんねと言うたら、ミミズの分泌する体液が非常に消臭作用があるということで、こんな方法があるのか、いかにも自然のまま、田んぼみたいなところでずっと畝をつくって、そして年間生ごみで2,500tて言いましたかね、処理しているんですが。今まあ堆肥という方法もひとつの方法なんですがる生ごみを処理するっていう場合にはいろんなバリエーションがあるんで、堆肥やったら堆肥だけやのうて、いろんな方法をもう少し、やられるのは結構ですが、いろんな形で模索して、いろんな情報を得てもろて発想を変えてもらったらどうかなというふうに思います。実際、ミミズで処理しているところも見てもらったら非常に、インターネットでも簡単に見られますが、そういうふうなところも見て、いろんな手法というのを私は研究してほしいなど。何がええのかと思ったのは、量が増えない。堆肥やるのはええけど、その先でそうしたらずっとコンスタントに堆肥として使っていただけるのかというのは一抹の不安があるんですね。ところがミミズでやりますとほとんど量がずっと、もうかれこれ、3月ですから3ヶ月ぐらいになるんですが、いくら生ごみを入れても量が増えません。これはなかなかおもしろい、私は実験で買いましたが、非常に単価としては高いのわかりませんが、代替的にそういう方法でやるっていうのも、ちょっと研究してほしいなと思います。

委員長

そういうご要望もありました。また担当の方でも、いろいろな手法についての研究もより進めていただきたいと思います。

他に委員皆さんの方で何かございますか。 飯高委員。

飯高委員 さきほども西谷委員がいわれましたように、できれば町内で堆肥化のそういった形でする方向性の方がいいと思うんですけども。今回こういう形で大栄工業さんにお世話になってするということで。その流れの中で効果も見ていくなかにおいて、今後、地域では騒音とか臭いとかいうことでありますけども、将来的に地域にあってこういった堆肥化の事業ということで、ご理解を得られるような処置の仕方をお願いしたいということで要望しておきます。

委員長 これも要望でよろしいですね。非常に担当課におかれましては、研究をしていただきたいとか、調査していただきたいという当委員会からの要望も多くございますが、ぜひとも行政としてもごみの減量、そしてまた再資源化に向けて、より一層取り組んでいただけますようお願いをしておきたいというふうに思います。

他に、委員皆さんの方で何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
各課報告事項について、この他に理事者の方から報告をしておくことはございませんでしょうか。

佐藤福祉課長。

福祉課長 一日里親会とふれあいの集いの行き先についてご報告させていただきます。まず、一日里親会の行き先につきましては、前回の委員会で須磨海浜水族園とご報告させていただきましたが、神戸市の方で夏休み期間中、入館料無料とかいう話が出ておりますので、再度、行き先については検討させていただくということで、ご了解をお願いしたいと思います。また、心身障害者（児）ふれあいの集いは、8月2日・3日、日・月で、

行き先は神戸方面を予定しております。宿泊の方は「しあわせの村」を予定しております。次に、身体障害者ふれあいの集いは、日程的には8月27日木曜日を予定しておりますが、申し訳ございませんが、行き先についてはまだ決まっておりません。それぞれの詳細な日程が決まりましたら、委員の皆さまには、文書でご報告させていただきたいと思えます。なお、文書につきましては、議会事務局にあります各委員皆様方へ棚の方に入れさせていただいて、その旨委員の方には電話によりお伝えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上簡単ではございますが、ご報告とさせていただきます。

委員長 引き続きでございますか。 西梶健康対策課長。

健康対策課長 安心して産み育てる「いかるがっ子」プラン、斑鳩町母子保健計画につきまして、昨年、平成20年11月20日の厚生常任委員会であらかじめご報告させていただいたところでございますが、現在、本計画の概要版を作成中であり、7月から8月中頃までに各戸配布を予定しておりますのでご報告をさせていただきます。

委員長 続いてありますか。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 去る5月30日に開催いたしました「いかるがの里クリーンキャンペーン」の参加者数等につきまして、ご報告させていただきます。

当日の参加者数につきましては、自治会など地域で清掃していただきました方、あるいは斑鳩小学校まで清掃しながらお越しいただけました方を合わせまして、3,000名以上の参加を得たところでございます。特にイベント会場では家族連れでの参加が非常に多く、昨年子ども模擬議会におきます子どもたちからの提案を、少なからず事業に反映させることができたのではないかと考えているところでございます。

なお、今回従来の方法を見直し、新たな方法でのクリーンキャンペーンとしたことから、自治会役員、あるいは会場内で、いろいろとご意見を

頂戴したところでございます。主な内容といたしましては、イベント会場まで清掃しながら行き、イベントが終わった後、また、歩いて帰宅しなければならないので、方法を考えてほしい。今回、開催日は土曜日はまだまだ仕事の方が多いので、日曜日の方がさらに参加者が望めるのではないか。斑鳩小学校から遠い地域の方は、他の人が清掃した後を歩くので、ごみが落ちていない。また、集合場所が1ヶ所なので、斑鳩小学校周辺しかきれいにならないのではないかとといった意見をいただいているところでございます。町といたしましては、今回いただきましたご意見を参考にしながら、次年度以降も子どもから大人の方まで楽しみながら参加していただけるようなクリーンキャンペーンの実施を目指してまいりたいと考えてございます。

最後になりましたが、当日は、委員のみなさまにご参加いただきましたことに対しまして、お礼を申し上げます、いかるがの里クリーンキャンペーン参加者数等の報告とさせていただきます。以上です。

委員長 他にはございませんか。ただ今3つの課からその他の報告としてご報告がございましたが、その報告につきまして、何か質疑、ご意見などがございましたらお受けいたしますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上で各課報告事項については終わらせていただきます。

続きまして、4. その他について議題といたします。各委員から何かご質疑やご意見などがあればお受けいたしますが、いかがでしょうか。

吉野委員。

吉野委員 先般の一般質問で緊急通報装置の件で、この一点に絞って質問させていただきまして、たいへん前向きなご答弁をいただきまして、ありがたいと思います。そのあと、また町内などでお年寄りとお話しをしますと、

実は私のところでもそういうふうなことがあったとる奥さんが倒れて旦那さんが電話の仕方がわからないと、何番にかけたらいいいのかわからなかったとか、そういったことがありまして、ボタンひとつ押すだけで通じるようであれば、それは大変ありがたいと。もちろん、これは町単独事業だと思うんですけど、その人たちも知らなかったということで。これは直接いろんな福祉のサービスがありますけれども、直接、命にかかわる、そして費用対効果の点でもあまりお金がかからなくて、大変有効な緊急通報装置だと思いますので、またあらためてよろしくお願ひします。一般質問の中では、言わない方がいいだろうと思って言わなかったんですけども。私、各県庁所在地なんかからも資料を取り寄せていまして、40万、50万とか人口がありますとかなり大きな事業としてやれるわけです。そこは民間会社と提携いたしまして、常時40万都市の中を何十台かの民間会社の車が走りまわっていると。直接、車の方に通報が行くので、例えば倒れた場合は一番近い車がそこへ駆けつけると。そういうふうにして成果を上げているそうです。費用対効果の点でも、一人の人が倒れて何年も何十年も植物人間とかになったりした場合も、経費から考えたら大変にいい事業じゃないかと思ひますので、この件についても、ひとつよろしくまたお願ひしたいと思ひます。

それから、もうひとつよろしいですか。もうひとつは福祉会館の件なんですけども、前にも言ひましたけれども、福祉会館の屋根がたいへん南面する屋根はもったいないなと思ひまして、南面側はほとんど農地でありまして、反射によって民間のお家が迷惑を被るということもあまりないで、あれもうできてしまっておりますので、今後の問題だと思ひますけれども、あれを是非太陽光発電ということを考えていただひいて、何年か後には実現できるようにしていただひきたいなと思ひます。例えばそのこの体育館の屋根とか、小学校の屋根とか、これだけの公共物の屋根面積というのは太陽光発電したら、たいへん町の利益になるんじゃないかなと思ひます。いずれ、今ハイブリッドカーなんか言うてますけど、こないだのテレビなんか見ますと、いきなり電気自動車の時代に入るんじゃないかと、こういうことがありまして。そうしますと例えば、福祉会

館の屋根で発電した電気を、電気自動車として使うこともできますし、電気自動車から体育館内で使う、常に充電しておりますので、その体育館内で使ういろんな機器に電気をまわすことができると、いう時代が数年の間に来ると思いますので、その点も考えてもらいたいなと思います。

それから屋根面を直接太陽光発電装置にするというあれもあります。それから今考えておられますのは、現在使っている、ほとんど新しい瓦なんですけど、あの瓦をまた別に利用するという方法もあるそうです。そのような利用の仕方をしてまで太陽光発電に替えたという自治体がけっこうあるようですから、今からは是非考えておいてもらいまして、そういう時代になったら、一早くエコの面でも斑鳩町はいいことやってるなというふうに、また住民さんに喜ばれるような福社会館の屋根の利用方法を考えていただきたいと思います。もう一点よろしいでしょうか。

委員長 ちょっと待ってください。あの続けていろいろおっしゃっているんですが、ご答弁はよろしいのでしょうか。

吉野委員 ご答弁は結構です。最後だけのご答弁願いたいんですけども、いきいきふれあいセンター、これ7月から入場者に料金徴収するということが広報されておるんですけども。これはその後、人員の変化とか、この事業についてもうちよっところこういうふうに考えるとかというような変更はありますでしょうか。以上です。

福祉課長 利用者の方からの入館料に変更することについての質問については、クレーム等については聞いておりませんが、7月1日から入館料に変更するんですねという確認ですね。それについては、ふれあい交流センターいきいきの里の職員に聞かれたことは何件かあったということです。

吉野委員 現在も囲碁将棋やる方たちとか、あるいは風呂に入らないで使用するという方の数の変更はどうか。

福祉課長 毎月の利用される人数の変動はちょっと大きいんですけれども、特別に少なくなったとか、多くなったということはございません。

委員長 よろしいでしょうか。前段の部分はあくまでも吉野委員のご要望であったり、ご意見であったりということで、もうご答弁はよろしいんですね。

吉野委員 まあ答弁があれば。

委員長 できましたら、ご答弁を求めていただく場合は、ひとつずつ切って付議などしていただけたら、委員会ですのでね。進めやすいと思いますが。今後ですね、できましたら、いろいろいくつも言う場合でも、項目ひとつずつ委員さんの方からいただいて、理事者側からご答弁をいただくという形で進めたいと思いますが。本日につきましては、吉野委員の方も何か理事者側から前段の2点についても、町の方でお考えがあればご答弁をと、いうこともおっしゃられておりますので、理事者側から今現段階で何か特に太陽光発電の問題なんかについては、これからも考えていかなければならない問題だと思いますので。これらについて、ちょっと。 小城町長。

町長 この関係等については、公共施設等に関するいろんな関係で、斑鳩町の場合は風致調整等の関係がございますから、何でも太陽光発電というわけにはいかない。そのなかでも先進的なものが、小吉田の生き生きプラザ斑鳩、健康福社会館。議員の皆様方とともに、生き生きプラザをつくるときには太陽光をしようということで皆さんの意見を取り入れてさしていただいた。吉野委員もおっしゃるように、もうできてからですね、瓦を使っている部分についてもそういうふうにはせえということには、私は設計の意匠もございますし、そういうこともなかなかできない。できるだけこれからの施設等については、そういう点に考えていきたいと

ということで取り組んでまいりたいと思います。ただ、こういう役場の横で、文化財活用センターとかいうところはこれは瓦でございますし、またそういうこれからの改良についてどうするのか、耐震化問題がやかましく言われていますから、耐震等の関係で瓦をはずして太陽光発電がいけるのか、そういうこともチェックはできますけれども、なかなか今現状の物に対するそういうふせ替えは難しいのではないかなど。これから新たに出てくる問題等については、積極的に考えてまいりたいと思っております。

委員長 他にその他について、委員皆さんの方で何かございますでしょうか。
飯高委員。

飯高委員 1点だけなんですけれども。一般質問でも出ました新型インフルエンザということで、今は沈静化されているので、テレビ等であのり言われることは少なくなってきたと思うんですけれども。国内初の感染から約1ヶ月が経って、いろいろと言われているんですけれども、そのなかでなられた方というのを見ていますと、糖尿病とか、腎臓疾患、またアレルギーの方など基礎的疾患のある方が多いということで言われています。そういう人が地域にもおられるわけなんですけれども。また妊婦の方に対しても、今後、秋からまたインフルエンザがということでも言われますし、地域においてはそういった基礎的疾患の持つておられる方に対しても、ちょっと注意をしてみたいなと思います。それと予防にはワクチンが必要になってくるとは思うんですけれども、ワクチンの開発というか、今後国の動きは今現在どうなっているかというのはちょっとつかめていないんですけれども、その状況がもしわかればお願いしたいと思います。

健康対策課長 新型インフルエンザのワクチンの製造ですが、国からは正式には来ておりませんが、ただ報道のなかでは新型インフルエンザのワクチンは1,500万本を予定して、10月ぐらいから予防接種という形になるだろ

うというような報道がなされているところでございます。

委員長

今のと関連して、私もその報道を見ておまして、製造ラインでこれまでのワクチンの製造を止めて新たな方の製造をします。私が見てたのは2,600万という数字で言っておったんですが。そのときふっと思ったんですが。斑鳩町は高齢者にインフルエンザの予防接種の補助をしていただいて、みなさんに打っていただいているわけなんです。それでは、今年度の事業としては、その新型インフルエンザのワクチンも開発されたと、またこれまでのワクチンもあるという中で、斑鳩町ではそのワクチン接種について、どんなふうを考えていこうとしてはんのか。その報道見てて私ふっと思ったんですが。それはどうでしょうか。

西梶健康対策課長。

健康対策
課長

従来のインフルエンザ予防接種は、三種混合や日本脳炎の予防接種と同じ正規の予防接種ということで、王寺周辺広域市町村圏内の医療機関で予防接種を受けることができるように、王寺周辺広域市町村圏協議会と王寺周辺広域圏医師会とが予防接種に関する料金等が定められているところです。新型インフルエンザワクチンにつきましても正規の予防接種ということになれば、この協議会と医師会との間でまた料金等について検討がなされるものと考えています。ただ国から正式な通知がありませんので、国からそういった形の通知があれば、早期に料金等を決定していただけるよう申し入れをしたいと思っておりますが、国の情報等には注意して対応してまいりたいと考えております。

委員長

今年こんだけ新型インフルエンザいうて騒がれて、テレビでも報道されてしたら、多分お年寄りも結構ちょっとピリピリしてはるかなあと、自分らも心配と。インフルエンザの予防接種の事業も町はやってくれてはるけれども、お年寄りにしたら、その事業受けたいと思ったときにどうしたらいいのか。前々から言いますが、お年寄りの事業については、やっぱりわかりやすく周知をしていただきたい。これ別立てやから、別

立てで、今課長言うたように、定期予防接種に入れてくれるのか、くれないのか。また、入れてくれたとしてもワクチンの種類が別立てですのでね、受けたと思う方がね、どちらかを選択せないかんのか。両方受けたらどうなるのかとかね。そのへんがね、お年寄りも余計わからんやろうし、私らも今の時点ではよくわからない。担当も厚労省の通達によるというようなところだと思うんですが。ここについては事業をやっている以上は、斑鳩町としてはきちっとすすめて、お年寄りの方たちに対してきちんと周知ができる体制はとっておいてもらわんと困るなというふう思っていますので、よろしく願いしときたいと思います。

他に委員さんの方で、何かございますでしょうか。

ないようでしたら、私ちょっとお聞きしたいんですけれども。先日、テレビ報道で生活保護の母子加算が廃止になられたご家庭のご紹介などがあつたんですけれども。そのときにふっと思ったんですが。ちょっとしばらく聞いておりませんでしたので、生活保護を受給されてる世帯が何件あつて、そのうち母子家庭さんであつたり、高齢者世帯であつたり、障害者の方の世帯であつたり、いろいろと分類分けていただいているのではないかなと思うんですが。ちょっと現時点でわかる数字をお知らせいただけたらというふうに思うんですが。 清水福祉課参事。

福祉課参事 平成21年6月1日現在でございますが、生活保護世帯数は斑鳩町で96世帯ございます。そのなかで分類を分けますと、母子世帯が10世帯、高齢者世帯が45世帯、障害者世帯が12世帯、そして傷病が16世帯、その他13世帯となっておりますが、その他と申しますと、失業とか、父子家庭とか、親が高齢者で子どもが失業しているとか、そういうふうなのがその他世帯に分類されます。

委員長 わかりました、ちょっと気になりましたので。ずいぶん保護世帯もこの数年の間に増えましたね。本当に大変な状況になってきているなというのを、今痛感いたしました。

それともう1点ですね、先日、鳩水園の運転管理業務を委託する入札

を行っていただきました。これについては、議会の方からも随意契約、随契で行うていうのはいかがなものか、という議員の多数の意見もありまして、町の方は実行していただいたという経過があるんですが。この入札の結果で見ますと、7月1日から3月31日の工期ということでの入札をされてます。21年度の4月から6月末までを、どのような金額で、どのような契約、そして、7月からのこの入札の予定価格の設計についての積算、これが私たちはどういう積算をするんだろうと、非常にわからないということもありまして、お尋ねをしておきたいなと思います。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 まず1点目の4月1日から6月30日までの3ヶ月間については、昨年度から委託をしております日本ヘルス工業に519万7,500円で随意契約をしたところでございます。

次に、設計金額の積算根拠でありますけれども、鳩水園の運転管理業務につきましては、鳩水園内の一切の機械・装置の運転と保守管理の業務となっております。こういった運転管理業務の積算につきましては、直接的な歩掛かりがないことから、労務費等を県単価、あるいは建設物価等から確認の上、積算を行っているところでございます。なお直接業務費として、統括責任者1名、主任、作業員それぞれ2名で積算しておりますけれども、これらの労務単価は県単価、建設物価等の同等の職種内容として、鳩水園でいうところの統括責任者は特殊作業員、主任は普通作業員、作業員は軽作業員として、県の労務単価により積算を行っているところであります。そして、この直接業務費をもとに経費率を掛けまして設計金額を算出しているところでございます。以上です。

委員長 この4月から6月の随契で519万7,500円、この数字はどういうふうに出された数字なんでしょうか。 栗本環境対策課長。

環境対策課長 昨年の委託金額が2,079万円であります。本年度につきましても2,079万円予算計上しております、それを12で割って3ヶ月分い

う計算であります。

委員長 そしてですね、我々の要望もあり入札をしていただいた。そして、この入札を行ったことで昨年同様の予算をあげておられましたけれども、経費的には当然減額になってると思うんですが、どの程度の減額になったわけなんでしょうか。 栗本環境対策課長。

環境対策
課長 4月1日から6月30日までで519万7,500円、そして今回の落札額が1,512万円、加えて2,031万7,500円となります。予算額は2,079万円でございますので、不用額は47万2,500円、これが減額されたということになります。以上です。

委員長 若干ではありますが、予算の方が少し不用額となるということなんですけどもね、我々よくわからないんですが、総括責任者、主任作業員、作業員というふうに、こういうふうに計算をするんだと。この運転保守点検などの業務っていうのはね、非常に私らも見ててわかりにくいし、積算の根拠っていうのもわかりにくいしと思いながらも、今、改めて聞かせていただいたんですけどもね。いわばこれは完全な人件費のみの管理業務委託であるというふうに、人件費のみを充てているというふうに考えてよろしいんですね。他に付随するものはない、単に人件費でこの契約をしているというふうに考えてよろしいんですね。 栗本環境対策課長。

環境対策 はい、そのとおりでございます。

課長

委員長 わかりました。

中西議長。

議 長 この中のね、主任技術者とか総括の関係の方おられますやんか、それは常駐ですか。

環境対策課長 主任及び作業員につきましては常駐で、総括責任者につきましてはだいたい1年の半分来られるという計算にしております。

委員長 他に。 西谷委員。

西谷委員 以前、鳩水園できた時に、やはり実際ちゃんと水質が安全かどうかについてということで、あの前に鯉とか飼うてされたんですが、今はそういうなんされているんですか。

環境対策課長 今も鳩水園敷地内の池に鯉もおります、水性の植物なんかも。

西谷委員 定期的に今の水についてはちゃんとそういう水質はクリアされた水が流れているっていう解釈でいいんですね。

環境対策課長 水質検査につきましては毎月2回行っておりますので、クリアされております。

委員長 他にその他について何かございますでしょうか。 吉野委員。

吉野委員 大変ごそつと言って申し訳ありません。先ほど委員長もおっしゃいましたとおりに単身の高齢者、あるいは2人で暮らしている高齢者さんにお会いしますと、たいへん情報弱者っていうんですか、情報がつかみにくいっていう状況がよくわかりまして、是非ともいろんな情報を、例えば民生委員さんからだけじゃなくて、いろんな情報を伝える工夫をしていただかないと、これからどんどん高齢者増えていきますんで、その点ひとつよろしく要望させていただきます。

委員長 はい、そしたら要望ということでよろしいですね。
他に委員の皆さんの方ではどうでしょうか、ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、それでは継続審査案件につきまして、お手元に配布しております閉会中の継続審査申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう
よろしくお取り計らいをお願いいたします。
その他についても、これをもって終わらせていただきます。
以上、これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。
なお、本日の委員会報告のまとめにつきましては、正副委員長にご一
任いただきたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。
それでは、閉会にあたり町長のご挨拶をお受けいたします。

(町長挨拶)

委員長 それではこれをもって厚生常任委員会を閉会いたします。どうも皆さんお疲れさまでございました。

(午前10時28分 閉会)